

保険・年金 フォーカス

ドイツの生命保険監督を巡る動向(3) —BaFin の 2018 年 Annual Report より (資本規制への対応・生命保険改革法の評価等)—

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

前回の[レポート](#)では、ドイツの保険監督官庁である BaFin (Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht: 連邦金融監督庁) の 2018 年の Annual Report の「統合監督 (Integrated supervision)」の章に記載されている項目の中から、「1. 英国の EU 離脱 (Brexit)」、「6. デジタル化 (Digitalisation)」、「8. 国際監督 (International supervision)」、「9. リスクモデリング (Risk modelling)」及び「10. 持続可能性 (Sustainability)」、「11. 財務会計及び報告 (Financial accounting and Reporting)」の6つの項目のうちの生命保険監督が関係してくる記述内容について報告した。

今回のレポートでは、Annual Report の「保険会社及び年金基金の監督」の章のうちの「1. 監督の基盤 (Bases of supervision)」の中から、保険会社の資本規制等の財務監督に関係する項目を中心に報告する。

2—国際的な資本規制の構築等への対応

1 | ICS (保険資本基準) について

保険監督者国際機構 (IAIS) は、現在、グローバルな保険資本基準 (ICS) の開発を進めているが、2018年に試用と最終化を目的とした最後から2番目の主要なフィールドテストを実施した。ICSは、5年間の監視期間という状況下で、2020年から実施されることが意図されている。

ICSの進捗状況に関して、BaFinは、「5年以上の後、ICSプロジェクトは現在、ICS 2.0に向けて最終段階に入ってきている。プロジェクトは基本的に順調に進んでいる。」と評価している。これは、「2017年夏に採用されたICS 1.0と比較して想定される変更が、緩やかなさらなる進展としてよりよく理解できるという事実によって示されている。」と述べている。

また、今回の修正については、本質的に、①負債の割引、②ICSに設定された目標を達成する「他の方法」の1つとしての内部モデルのテスト、③スプレッドリスクの要素に対する新しいリスクモジ

ュールの導入、で構成されるが、「これらの進展の前向きな側面は、BaFin もまた前進するために積極的な役割を果たしてきたものであり、特にそれらが明確な欧州のプロファイルを含んでいる。」と評価している。これらの根拠は、「2017年からのクアラルンプール協定として知られる歩み寄りであり、これは市場調整評価にコミットし、ドイツの観点からの前向きな進展である。」としている。なお、ICSでの内部モデルの長期間使用のレビューも、クアラルンプール協定の一部を形成しており、「BaFinは、内部モデルをICSに統合することに引き続き関心を寄せており、レビューをサポートしている。」と述べている。

なお、IAISはICS 2.0への道のりに関する最終的な包括的な協議文書を公開しているが、この中で、まだ最終的に結論付けられていない問題についてのフィードバックを求めている。その中では、BaFinは、「イールドカーブの計算とリスクマージンの決定は、どちらも収益に大きな影響を及ぼし、特に注目に値する」と述べている。

また、BaFinは、ICS 2.0の採用後の2020年からスタートする監視期間中に、ドイツの国際的に活動する保険グループ（IAIGs）の円滑な運営を支援していく、と述べている。

1.1 グローバルな規制の枠組み

1.1.1 グローバル資本基準

2018年に、保険監督者国際機構（IAIS）は、グローバルな保険資本基準（ICS）の試用と最終化を目的とした最後から2番目の主要なフィールドテストを実施した。5年以上の後、ICSプロジェクトは現在、ICS 2.0に向けて最終段階に入ってきている。この基準は、5年間の監視期間という状況下で、2020年から実施されることを意図している。プロジェクトは基本的に順調に進んでいる。これは、2017年夏に採用されたICS 1.0と比較して想定される変更が、緩やかなさらなる進展としてよりよく理解できるという事実によっても示されている。

これらの修正は、本質的に、負債の割引、ICSの目標セットを達成する「他の方法」の1つとしての内部モデルのテスト、及びスプレッドリスクの要素に対する新しいリスクモジュールの導入で構成される。これらの開発の前向きな側面は、BaFinもまた前進するために積極的な役割を果たしてきたものであり、特にそれらが明確な欧州のプロファイルを含んでいる。その根拠は、2017年からのクアラルンプール協定として知られる歩み寄りであり、これは市場調整評価にコミットし、ドイツの観点からの前向きな進展である。ICSでの内部モデルの長期間使用のレビューも、クアラルンプール協定の一部を形成している。BaFinは、内部モデルをICSに統合することに引き続き関心を寄せており、レビューをサポートしている。

最後から2番目のフィールドテストと並行して、IAISはICS 2.0への道のりに関する最終的な包括的な協議文書を公開した。この文書では、IAISはまず、将来の最小基準の主要な要素について説明している。同時に、まだ最終的に結論付けられていない問題についてのフィードバックを求めている。イールドカーブの計算とリスクマージンの決定は、どちらも収益に大きな影響を及ぼし、ここでは特に注目に値する。

ICS 2.0の最終決定に加えて、IAISは2019年の監視期間の準備にも集中する。これは、ICS 2.0の採用後の2020年の開始時にスタートする。BaFinは、ドイツの国際的に活動する保険グループ

(IAIGs) の監視期間の円滑な運営を支援している。

2 | G-SIIs (グローバルにシステム上重要な保険会社) の特定と ABA (活動に基づくアプローチ)

IAIS は、グローバルにシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) のために、活動ベースのアプローチ (ABA) と G-SII アプローチとしても知られるエンティティベースのアプローチ (EBA) について議論してきたが、これらの議論に基づいて、2 つのアプローチを相互に結合することを目的としたホーリスティック (全体的) なフレームワークを開発した。

IAIS は最終的に、2018 年 11 月中旬に新しいコンサルテーションペーパーで改訂及び更新された概念を一般に公開した。提案は基本的に、以前からよく知られている情報源と、システミックリスクの伝達経路に基づいている。同時に、IAIS は、各国の監督者と一緒に、グローバルな監視演習の形式で、主要な保険市場の出来事を監視する。

これまで、システミックリスクの IAIS ツールボックスには、G-SII 政策措置が含まれていた。ホーリスティックなフレームワークにおいて、IAIS は現在、国際的に活動する大規模な保険グループの保険コアプリンシプル (ICPS) と共通フレームワーク (ComFrame) で構成される既存のツールボックスに追加することを提案している。これにより、既存の強力なマイクロプルーデンスの焦点が、マクロプルーデンスの視点によって補完され、その結果、潜在的なシステミックリスクに対処するために必要な会社グループが大幅に増加することになる。このため、比例原則を適切に処理することが特に重要になってくる。

IAIS は、2020 年から新しいフレームワークを適用し、その後、2022 年末までに様々な要素がどのように実装されたかを検討する予定である。BaFin は、必要な監督ツールがそれぞれの監督体制にしっかりと固定され、また一貫したベースでグローバルに適用されることを確実にすることに特に熱心である。BaFin の見解では、フレームワークは全国ベースで完全に実装されなければならない。そうでなければ、金融安定理事会 (FSB) による G-SII の指定—それはホーリスティックなフレームワークの最終的な形態によっては一時的に停止される可能性がある—なしで行うことはできない、と述べている。

1.1.2. G-SIIs の特定と ABA

2017 年末に、IAIS は、協議のための活動ベースのアプローチ (ABA) の初期フレームワークコンセプトを配布した。さらなる作業の過程で、IAIS は、グローバルにシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) のために、ABA と G-SII アプローチとしても知られるエンティティベースのアプローチ (EBA) との相互作用について議論した。これらの議論に基づいて、IAIS は 2 つのアプローチを相互に結合することを目的としたホーリスティックなフレームワークを開発した。BaFin は 2015 年に既にこのようなアプローチに向けて積極的に取り組んでいたが、その時点ではまだハイブリッドアプローチとして分類していた。

IAIS は最終的に、11 月中旬に新しいコンサルテーションペーパーで改訂及び更新された概念を一般に公開した。提案は基本的に、以前からよく知られている情報源と、システミックリスクの伝達経路に基づいている。その程度まで、それは革新の問題ではなく、進化の問題である。ただし、個々の会社の検討は、現在、いくつかの側面の 1 つにすぎない。同時に、IAIS は、各国の監督者と一緒に、

グローバルな監視演習の形式で、主要な保険市場の出来事を監視するつもりである。分析の過程で観察された傾向は、必要に応じて適切な監督上の対応を生み出すことを目的とする議論の基礎を形成している。これらの議論では、個々の保険グループのシステミックリスクが引き続き重要なトピックである。したがって、IAISは既存の評価方法のさらなる改善を提案している。

これまで、システミックリスクのIAISツールボックスには、G-SII政策措置が含まれていた。ホーリスティックなフレームワークの場合、IAISは現在、国際的に活動する大規模な保険グループの保険コアプリンシプル（ICPS）と共通フレームワーク（ComFrame）で構成される既存のツールボックスに追加することを提案している。これにより、既存の強力なマイクロプルーデンスの焦点が、マクロプルーデンスの視点によって補完される。その結果、潜在的なシステミックリスクに対処するために必要な会社グループが大幅に増加することになる。このため、比例の原則を適切に処理することが特に重要である。

IAISは、2020年から新しいフレームワークを適用することを計画している。そして、その後、2022年末までに様々な要素がどのように実装されたかを検討する予定である。そのため、BaFinは、必要な監督ツールがそれぞれの監督体制にしっかりと固定され、また一貫したベースでグローバルに適用されることを確実にすることに特に熱心である。BaFinの見解では、フレームワークは全国ベースで完全に実装されなければならない。そうでなければ、金融安定理事会（FSB）によるG-SIIの指定—それはホーリスティックなフレームワークの最終的な形態によっては一時的に停止される可能性がある—なしで行うことはできない。

3—ソルベンシーIIを巡る動きへの対応

ソルベンシーIIを巡る動きへの対応は、以下の通りであり、このうちのソルベンシーIIのレビューについては、2段階で行われることになっている。

1 | ソルベンシーIIのレビュー

2018年11月13日、ボンで開催された第8回保険監督年次会議のオープニングスピーチで、CEDであるFrank Grund博士は、BaFinが今後のソルベンシーIIレビューで積極的な役割を果たすことを確認し、「私にとって、ソルベンシーIIをけなさないことが重要である。監督制度はその価値を根本的に証明している。しかし、もちろんそれはさらに良くすることができる。」とコメントしている。

1-1. 標準式のレビュー

標準式のレビューについては、欧州委員会は、委任規則の改訂版を提出した。改訂版は、殆どの部分で、欧州保険年金監督局（EIOPA）による技術勧告に基づいていた。

ただし、欧州委員会は、金利リスクに関するEIOPAの勧告を採用せず、代わりに、金利リスクのレビューを2020年のレビューに延期した。これに対して、BaFinは、金利リスクを更新することが緊急に必要であると考え続けているため、EIOPAの提案を支持している、と述べている。

委任規則の改訂版は、特に損害保険引受リスクを決定する目的で、様々なリスクファクターの再調整を規定しており、またカウンターパーティのデフォルトリスクなど、個々のリスクモジュールの簡

素化も含まれているが、BaFin はこれらの簡素化を歓迎している。さらに、この改訂により、特定の条件を前提として、将来、低リスクの格付けのないローン／債券及び低リスクの非上場株式に対して、より低いリスクファクターを使用することが可能になり、また、繰延税金の損失吸収効果を計算するためのガイドラインが拡張された。

1 - 2.2020年のレビュー

2020年のレビューにおいては、欧州委員会は、ソルベンシー II フレームワーク指令の選択された規定をレビューする。変更に関する勧告は、2020年に理事会と欧州議会に提出する必要がある。欧州委員会は、EIOPA に対して、2018年4月に最初の情報要求を送信し、2019年2月に、広範囲にわたる勧告要請も行った。EIOPA は、2020年6月30日までに欧州委員会に助言を求めるための回答を送信する必要がある。

長期保証 (LTG) 措置のレビューは、レビューの中心的な役割を果たしており、これは人為的ボラティリティの削減に特に重点が置かれているが、これに加えて、2020年のレビューは、標準式、リスク軽減手法及び最小資本要件 (MCR) の要素を対象としている。欧州委員会はまた、マクロプルードンス文書、リストラ及び破綻処理計画、グループ監督、自己資本、報告制度、比例関係などのトピックに関する特定の質問に対する EIOPA からの回答を求めている。

BaFin は、定性的及び定量的な報告義務に関しても、比例原則の包括的な改善を主張しており、さらに関連するリスクをより正確に反映する方法で商品に長期保証を提供するために、フレームワークをさらに開発することを目指している、と述べている。

2 | 比例原則

比例原則は、特に原則ベースの監督アプローチへの移行の結果として、中心的な重要性を有しており、監督法の要件の実施が柔軟であり、各保険会社のリスク状況に対応することを保証する。保険会社と監督当局の両方が利用しなければならない要件の適用方法を決定する際に、裁量の範囲がさらに広がる。これは特に新しい監督制度の初期段階において、実際には異なるアプローチにつながる可能性があるため、監督者と会社は、相互に広範な対話を行わなければならない、と述べている。

ソルベンシー II は、特に中小規模の保険会社にとって課題であり、リスクの程度に見合った適切なレベルまで負担を軽減するために、効果的に比例原則を適用することが特に重要である、としている。

BaFin の意見では、比例原則はこれまでのところその価値を証明している。2020年のソルベンシー II レビューの過程で、BaFin は、国家レベルでの比例原則の適用で特定した問題に対処し、また、裁量の範囲を拡大することを提唱し、比例原則により、特にニッチ保険会社を含む低リスクの保険会社の負担が適切に軽減されるようにする、としている。

BaFin の目的は、とりわけ、一般的な報告の文脈において比例原則を強化することであり、これは、例えば、ナラティブレポートの新しいデザインやレポートフォームの数を減らすことで実現できる、としている。

1.2.1 ソルベンシー II

1.2.1.1 ソルベンシー II レビュー

標準式のレビュー

進行中のソルベンシー II レビューの過程で、欧州委員会は委任規則の改訂版を提出した。後者には、ソルベンシー II に関する実施規定が含まれている。改訂版は、欧州保険年金監督局 (EIOPA) による技術勧告に基づいており、欧州委員会は殆どの部分でこれに準拠していた。

しかし、欧州委員会は、金利リスクに関する EIOPA の勧告を採用しなかった。代わりに、金利リスクのレビューを 2020 年の一般的なレビュープロセスである 2020 年のレビューに延期した。一方、BaFin は、金利リスクを更新することが緊急に必要であると考え続けているため、EIOPA の提案を支持している。

委任規則の改訂版は、特に損害保険引受リスクを決定する目的で、様々なリスク要因の再調整を規定している。また、カウンターパーティのデフォルトリスクなど、個々のリスクモジュールの簡素化も含まれている。BaFin はこれらの簡素化を歓迎している。さらに、特定の条件を前提として、将来、低リスクの格付けのないローン/債券及び低リスクの非上場株式に対して、より低いリスク要因を使用することが可能になる。最後に、委任規則では、繰延税金の損失吸収効果を計算するためのガイドラインが拡張された。欧州委員会は、2019 年の第 1 四半期に、改定された委任規則を理事会と欧州議会に提出する予定である。その後、後者は 3 か月の期間に反対する権利を有する。

2020 年のレビュー

さらなるレビューである 2020 年のレビューにおいて、欧州委員会は、ソルベンシー II フレームワーク指令の選択された規定をレビューする。変更に関する勧告は、2020 年に理事会と欧州議会に提出する必要がある。欧州委員会は、2018 年 4 月に EIOPA に最初の情報要求を送信した。2019 年 2 月に、広範囲にわたる勧告要請も EIOPA に宛てられた。

長期保証 (LTG) 措置のレビューは、レビューの中心的な役割を果たす。これには、人為的ボラティリティの削減に特に重点が置かれている。

LTG 措置に加えて、2020 年のレビューは、標準式、リスク軽減手法及び最小資本要件 (MCR) の要素を対象としている。欧州委員会はまた、マクロプルードンス文書、リストラ及び破綻処理計画、グループ監督、自己資本、報告制度、比例関係などのトピックに関する特定の質問に対する EIOPA からの回答を求めている。BaFin は、関連する全ての作業グループに積極的に貢献しており、とりわけ、定性的及び定量的な報告義務に関しても、比例原則の包括的な改善を主張している。さらに、BaFin は、関連するリスクをより正確に反映する方法で商品に長期保証を提供するために、フレームワークをさらに開発することを目指している。EIOPA は、2020 年 6 月 30 日までに欧州委員会に助言を求めするための回答を送信する必要がある。

すでに Omnibus II 指令に組み込まれているレビューでカバーされている幅広いトピックを考慮して、EIOPA は BaFin の緊密な協力を得て、近年重要な準備作業を行ってきた。この作業は、現在の勧告を求める声の大部分を占めている。LTG 措置の年次報告書及び金利リスクの再調整に関する EIOPA 勧告は、この文脈で特に言及する価値がある。

1.2.1.2 比例

比例原則は、特に原則ベースの監督アプローチへの移行の結果として、中心的な重要性を獲得した（情報ボックス「保険監督年次会議」を参照）。比例原則は、監督法の要件の実施が柔軟であり、それぞれの保険会社のリスク状況に対応することを保証する。保険会社と監督当局の両方が利用しなければならない要件の適用方法を決定する際に、裁量の範囲がさらに広がる。これは異なる視点につながる可能性があり、したがって、特に新しい監督制度の初期段階において、実際には異なるアプローチにつながる可能性がある。したがって、監督者と事業者は、相互に広範な対話を行わなければならない。

ソルベンシー II は、特に中小規模の保険会社にとって課題である。リスクの程度に見合った適切なレベルまで負担を軽減するために、これらの保険会社が是正として効果的に比例原則を適用することが特に重要である。

比例原則はその価値を証明している

BaFin の意見では、比例原則はこれまでのところその価値を証明している。ただし、これは、新しい監督制度が施行されて以来、常に、あらゆる場所で可能な限り最善の方法で一般的な満足に適用されていること、及びさらなる最適化の必要がないことを意味していない。それどころか、原則の適用は進行中のプロセスであり、監督者、事業者及び業界の代表者の間の対話でさらに進展する必要がある。これは、ソルベンシー II の運用開始後に、その適用に関連する実際の実用的な問題が特定されたためである。

2020 年のソルベンシー II レビューの過程で、BaFin は、国家レベルでの比例原則の適用で特定した問題に対処する。また、裁量の範囲を拡大することを提唱し、比例原則により、特にニッチ保険会社を含む低リスクの保険会社の負担が適切に軽減されるようにする。

BaFin の目的は、とりわけ、一般的な報告の文脈において比例原則を強化することである。これは、例えば、ナラティブレポートの新しいデザインやレポートフォームの数を減らすことで実現できる。

注釈

保険監督年次会議

2018 年 11 月 13 日、ボンで第 8 回保険監督年次会議が開催された。保険会社及び業界団体の代表者約 450 名に対するオープニングスピーチで、CED である Frank Grund 博士は、BaFin が今後のソルベンシー II レビューで積極的な役割を果たすことを確認した。「私にとって、ソルベンシー II をけなさないことが重要である。監督制度はその価値を根本的に証明している。しかし、もちろんそれはさらに良くすることができる。」と、Grund 氏はコメントした。

フライブルク大学の Bernd Raffelhüschen 教授による退職準備の将来についての講演の後、比例性、デジタル化、投資の持続可能性のトピックが 3 つのパネルディスカッションで、検討及び展開された。

Grund 氏 と連邦議会議員の Bündnis90 / DieGrünen (同盟／緑の党) の Gerhard Schick 氏と FDP (自由民主党) の FrankSchäffler 氏との討論がプログラムを締めくくった。議論中の主題には、他の項目の中でも、政策手段としての手数料の上限が含まれていた。討論の最後に、参加者は聴衆からの質問に答えた。

4—生命保険改革法の評価

1 | 生命保険改革法の概要及びその評価

ドイツは、低金利環境下で、生命保険会社のリスク耐性の強化等の対応を図るために、2014年7月に生命保険改革法(LVRG: Lebensversicherungsreformgesetz)を成立させ、2014年8月及び2015年1月(改正内容による)から施行している。これについての具体的な改正内容については、基礎研レポート「[金利低下に保険監督当局はどう対応してきたのか—ドイツ BaFin の例—](#)」(2015.6.15)で報告しているが、主な項目を挙げると、以下の通りとなっている。

- (1) 責任準備金評価用の最高予定利率を1.75%から1.25%へ引き下げ(2015年1月～)
- (2) 満期・解約等の契約消滅時に支払う債券含み益の契約者還元制限(2014年8月～)
- (3) 危険差益の契約者への最低還元率を75%から90%に引き上げ(2014年8月～)
- (4) チルメル歩合の上限の引き下げ(2015年1月～)
- (5) 株主配当資金からの株主配当の制限(2014年8月～)
- (6) 保険契約者に対する情報提供の充実(2014年8月及び2015年1月～)

これに対して、連邦財務省(Bundesministerium der Finanzen - BMF)は、2018年1月1日の参照日における生命保険改革法の有効性を評価している。調査結果は2018年6月に報告書¹にまとめられている。報告書は生命保険改革法の影響を扱っているが、また、ZZR(Zinszusatzreserve: 追加責任準備金)の構造、最大技術金利の将来の取扱、ポートフォリオのランオフに関連する質問など、他の重要なトピックも取り上げている。

2 | 評価報告書の所見

評価報告書によると、生命保険改革法に含まれる措置は、生命保険会社が約束された利益を提供し、全ての規制要件、特にZZRをさらに強化するという事実によって、大部分が成功であることが証明された、と評価している。特に、生命保険改革法が施行されて以来、増加するリスクポテンシャルに向けての関連付けられたトレンドと金利水準のさらなる低下にもかかわらず、これが可能であり、さらに、保険会社は透明性に関するより厳しい要件を遵守してきているとした。それにもかかわらず、評価報告書は、特定のポイントでアクションが必要であり、この文脈で必要な追加の措置の主要な特徴を列挙している。

3 | 必要な追加措置の主な特徴

必要な追加措置としては、以下の項目が挙げられている。

①ZZRの再調整

ZZRは2011年に導入されたが、その目的は、永続的な低金利環境において、被保険者が長期にわたって約束された利益を確実に受け取ることにあった。現在、保証はかなりの程度まで確保されており、会社が新しい投資で得ている低収益を考慮して、ZZRをさらに構築する必要があるが、これは小

¹ https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/Finanzmarktpolitik/2018-06-28_Evaluierungsbericht-zum-Lebensversicherungsreformgesetz.pdf?blob=publicationFile&v=1

さな段階で行うことができるとし、同時に、ZZR がリリースされる期間を延長することを提案した。これにより、より長い時間枠にわたって被保険者に代わって利子保証に資金を提供するのに役立つことになる、としている。

②手数料の法定上限

生命保険部門のコストを削減するためのさらなる努力が必要である、としている。

手数料は、2017年にドイツの法律に置き換えられた保険販売に関する欧州指令の下で引き続き許可されているが、不適切なインセンティブは避けなければならないことから、連邦政府は、手数料の法定上限の導入を検討しており、これにより過剰な流通コストの問題に同時に対処できる、としている。

③評価報告書からのさらなるポイント

評価報告書で取り上げられている他のトピックとしては、ZZRの資金調達のための所有者への参加インセンティブ、利益移転契約に関するより詳細な法定ルール、ソルベンシーIIの下での最大技術金利の仕様、保証基金に関連する法定条項の明確化及び実際の費用を計算するためのより明確な要件が挙げられている。

BaFinは、提案された措置の実施を支援するために専門知識を提供しており、例えば、保険監督法の下での第3規則改正規則(Dritte Verordnung zur Änderung von Verordnungen nach dem Versicherungsaufsichtsgesetz)、責任準備金命令(Deckungsrückstellungsverordnung)の改正、年金基金の監督規則(Pensionsfonds-Aufsichtsverordnung)は、ZZRの必要な再調整を実装するためにすでに達成されている。その結果、新しい規則は、2018年12月31日の報告日ですでに利用可能になっており、その効果は、「回廊アプローチ」が現在、準備金の額を決定するために使用される参照利率の年次変動を制限することとなっている。

1.4 生命保険改革法の評価

低金利環境の影響を反映するために、議会は、ドイツの生命保険改革法(Lebensversicherungsreformgesetz)によって生命保険会社の法定要件を修正し、全ての保険契約者が長期にわたって保証された給付を受けることを保証している。

連邦財務省(Bundesministerium der Finanzen – BMF)は、2018年1月1日の参照日におけるLVRGの有効性を評価した。調査結果は報告書²にまとめられている。報告書は生命保険改革法の影響を扱っている。また、ZZR(Zinszusatzreserve: 追加責任準備金)の構造、最大技術金利の将来の扱い、ポートフォリオのランオフに関連する質問など、他の重要なトピックも取り上げている。

1.4.1 評価報告書の所見

評価報告書によると、生命保険改革法に含まれる措置は、大部分が成功であることが証明されている。これは、生命保険会社が約束された利益を提供し、全ての規制要件、特にZZRをさらに強化するという事実によって示されている。これは、生命保険改革法が施行されて以来、増加するリスクポテンシャルに向けての関連付けられたトレンドと金利水準のさらなる低下にもかかわらず、可能であっ

² https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/Finanzmarktpolitik/2018-06-28_Evaluierungsbericht-zum-Lebensversicherungsreformgesetz.pdf?blob=publicationFile&v=1

た。さらに、保険会社は透明性に関するより厳しい要件を順守してきている。それにもかかわらず、特定のポイントでアクションが必要である。評価報告書には、この文脈で必要な追加の措置の主要な特徴を列挙している。

1.4.2 必要な追加措置の主な特徴

ZZR の再調整

ZZR は 2011 年に導入された。その目的は、永続的な低金利環境において、被保険者が長期にわたって約束された利益を確実に受け取ることにある。現在、保証はかなりの程度まで確保されている。会社が新しい投資で得ている低収益を考慮して、ZZR をさらに構築する必要があるが、これは小さな段階で行うことができる。同時に、ZZR がリリースされる期間を延長することを提案している。これにより、より長い時間枠にわたって被保険者に代わって利子保証に資金を提供するのに役立つ。

手数料の法定上限

生命保険部門のコストを削減するためのさらなる努力が必要である。

手数料は、2017 年にドイツの法律に置き換えられた保険販売に関する欧州指令の下で引き続き許可されている。ただし、不適切なインセンティブは避けなければならない。したがって、連邦政府は、手数料の法定上限の導入を検討している。これには、特に支払保護保険が含まれる。これにより、過剰な流通コストの問題に同時に対処できる。

評価報告書からのさらなるポイント

評価報告書で取り上げられている他のトピックは、Zinszusatzreserve の資金調達のための所有者への参加インセンティブ、利益移転契約に関するより詳細な法定ルール、ソルベンシー II の下での最大技術金利の仕様、保証基金に関連する法定条項の明確化及び実際の費用を計算するためのより明確な要件に焦点を当てている。

BaFin は、提案された措置の実施を支援するために専門知識を提供している。例えば、保険監督法の下での第 3 規則改正規則 (Dritte Verordnung zur Änderung von Verordnungen nach dem Versicherungsaufsichtsgesetz)、責任準備金命令 (Deckungsrückstellungsverordnung) の改正、年金基金の監督規則 (Pensionsfonds-Aufsichtsverordnung) は、ZZR の必要な再調整を実装するためにすでに達成されている。その結果、新しい規則は、2018 年 12 月 31 日の報告日ですでに利用可能になっている。その効果は、「回廊アプローチ」が現在、準備金の額を決定するために使用される参照利率の年次変動を制限している。

5—その他の項目

「統合監督」の中で、記述されているその他の項目としては、以下の項目が挙げられる。

1 | 国境を越えた保険の監督における協力の決定

国境を越えた保険の監督における協力の決定については、以下の進展が見られたとしている。

1.2.2 国境を越えた保険の監督における協力の決定

2018 年 10 月 10 日、EIOPA の監督理事会は、保険監督における国際協力に関する重要な決定を採

択した。この決定には、欧州経済地域（EEA）の加盟国が、保険流通指令（IDD）及び関連する委任規則に基づいて、保険会社及び保険仲介業者の国境を越えた流通活動の監督に協力する義務に関するガイドラインが含まれている。BaFin に加えて、連邦経済エネルギー省（Bundesministerium für Wirtschaft und Energie）も、決定に示された協力と情報交換の原則を遵守することを確認した。

さらに、「一般議定書」は、会社の監督における監督当局の協力を管理している。

2 | 金融コングロマリットのソルベンシー

BaFin は、金融コングロマリットのソルベンシー報告に関する通達を公開しているが、この中で、金融コングロマリットのレベルで適切なレベルの自己資本を示すために必要な開示に関する詳細な要件を定めている。また、金融コングロマリットのソルベンシーの計算として、「連結財務諸表に基づいた計算」（方法1）、「控除集計法」（方法2）、方法1と方法2を組み合わせる「結合法」（方法3）の3つの方法を規定している。

1.5.4 金融コングロマリットのソルベンシー

2018年2月20日、BaFinは金融コングロマリットのソルベンシー報告に関する通達 04/2018(VA)を公開した。適切なレベルの自己資本に関連する金融コングロマリットの追加監督を扱っている。通達の範囲には、ドイツ金融コングロマリット監督法（Finanzkonglomerate-Aufsichtsgesetz）第18条(1)に基づく自己資本の計算に含める必要がある金融コングロマリットの全ての会社が含まれる。

特に、通達には、金融コングロマリットのレベルで適切なレベルの自己資本を示すために必要な開示に関する詳細な要件が含まれている。

金融コングロマリットのソルベンシーの計算には、「連結財務諸表に基づいた計算」（方法1）、「控除集計法」（方法2）、最後に方法1と方法2を組み合わせている「結合方法」（方法3）の3つの方法が規定されている。会社は、金融コングロマリットのソルベンシーの計算を、年に一度 BaFin とドイツ連邦銀行に、そして銀行が管理する重要なコングロマリットの場合には、欧州中央銀行（ECB）に対してもまた提出する必要がある。

6—まとめ

以上、今回のレポートでは、Annual Report の「保険会社及び年金基金の監督」の章のうちの「1. 監督の基盤（Bases of supervision）」の中から、保険会社の資本規制等の財務監督に関係する項目を中心に報告してきた。

次回のレポートでは、Annual Report の「保険会社及び年金基金の監督」の章のうちの「2. 実際の監督（Supervision in practice）」に基づいて、ドイツの生命保険会社の監督及び業績等の状況について報告する。

以上